

## 快適なマンションライフのために③

問合せ 地域コミュニティ課コミュニティ係  
 (本庁舎1階) ☎(5273)4127



### マンションコミュニティの活性化のために 地域コミュニティ事業助成を利用しませんか

HPで詳しく



マンションコミュニティが大切な理由はさまざまありますが、そのうちの一つが防災・減災です。首都直下地震が起こることが予想されていますが、防災・減災は、自身で身を守る「自助」、住民同士で助け合う「共助」、そして行政等が行う「公助」がそろって達成されるものです。共助のためには、安否確認や救命救護など、共に助け合える関係性と訓練が必要です。

2010年に発表された国土交通省のマンションコミュニティに関する研究報告によると、コミュニティ活動が活発なマンションでは「災害対策マニュアル作成・配布」や「居住者安否確認訓練」など具体的災害対策が実施されていることがわかりました。区では、コミュニティづくりの一助として、地域のイベント、防災訓練等に助成しています(上限10万円、助成率75%~90%)。お近くの特別出張所へご相談ください。

## 募集案内の配布は6月1日(水)~9日(木)

### 子育て住宅入居者募集

家計への負担を減らしたい子育て世帯を対象とした、子育て住宅の入居者を募集します。



**募集戸数** 6戸

**申込資格** 国内在住で、同居する20歳未満の児童を扶養し、世帯の所得が所得基準内の方。詳しくは、募集案内をご覧ください。

**申込み** 6月13日(必着)までに募集案内に折り込みの申込書を郵送で問合せ先へ。

**募集案内配布場所** 住宅課、区政情報センター(本庁舎1階)、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、中央・鶴巻図書館(施設の休館日を除く)。6月1日(水)以降、新宿区ホームページからも取り出せます。

※入居成約後にエアコン・温水洗浄便座を設置します(住戸の仕様により設置できない場合あり)。

※礼金・手数料・再契約料は不要です。

※使用期間は原則5年(使用料は定額)です。使用期間満了時に要件を満たしていれば再契約できます。

**問合せ** 住宅課区立住宅管理係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3787・FAX(3204)2386

## 利用者の安全確保のため

# 建築物等は定期的な調査・検査を

利用者の安全を守るため、不特定多数の方が利用する特定建築物・防火設備・建築設備・昇降機等の所有者・管理者は、定期的な調査・検査を行い、報告することが義務付けられています。

※新型コロナウイルスの影響で、期限内に報告できない場合はお問い合わせください。

問合せ 建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)4323

### 令和4年度報告対象

右表のとおり

※共同住宅の住戸内は、特定建築物・防火設備・建築設備の報告対象から除きます。

※新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後は報告不要です。

※特定建築物は、今年度報告対象の用途のみ右表に記載しています。

### 報告方法

専門的技術を持つ1級・2級建築士または国土交通大臣が定める調査員等に依頼し、結果を下記の提出先に提出してください。

### 提出先

▶特定建築物…東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒160-8353西新宿7-7-30、小田急西新宿O-PLACE2階) ☎(5989)1929

▶防火設備…東京都防災・建築まちづくりセンター定期報告担当(〒160-8353西新宿7-7-30、小田急西新宿O-PLACE2階) ☎(5989)1937

▶建築設備…日本建築設備・昇降機センター定期報告部(〒105-0003港区西新橋1-15-5、内幸町ケイズビル2階) ☎(3591)2421

▶昇降機等…東京都昇降機安全協議会(〒151-0053渋谷区代々木1-35-4、代々木クリスタルビル2階) ☎(6304)2225

	用途	報告の対象となる規模	報告時期
特定建築物	①劇場・映画館・演芸場	次のいずれかのもの ▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が200㎡以上のもの ▶用途が1階にない建築物の床面積が100㎡を超えるもの	【毎年報告】 11月1日 ~翌年1月31日
	②観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	次のいずれかのもの ▶地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が200㎡以上のもの(平屋建てで客席・集会室の床面積の合計が400㎡未満の集会場を除く)	
	③旅館・ホテル	3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、 ▶③は用途の床面積が2,000㎡を超えるもの ▶④は用途の床面積が3,000㎡を超えるもの	
	④百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗		
	⑤地下街	用途の床面積が1,500㎡を超えるもの	
	⑥児童福祉施設等(高齢者・障害者等向けの就寝施設を除く)	次のいずれかのもの ▶⑥は3階以上、⑦⑧は地下または3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が300㎡を超えるもの(平屋建てで床面積の合計が500㎡未満のものを除く)	【3年ごとの報告】 5月1日 ~10月31日
	⑦病院・診療所(患者の収容施設があるものに限り)・児童福祉施設等(高齢者・障害者等向けの就寝施設に限る)		
	⑧旅館・ホテル(③を除く)		
	⑨学校・学校に付属する体育館		
	⑩博物館・美術館・図書館・ボウリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場ほか	次のいずれかのもの ▶3階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもの ▶用途の床面積が2,000㎡を超えるもの	
	⑪下宿・共同住宅・寄宿舎の用途と、特定建築物に該当する用途との複合建築物	5階以上にある用途の床面積が100㎡を超えるもので、用途の床面積が1,000㎡を超えるもの	
防火設備	随時閉鎖または作動できる次のいずれかのもの ▶防火扉、▶防火シャッター、▶耐火ガラススクリーン、▶ドレンチャーほか ※防火ダンパーを除く	▶特定建築物に設置するもの ▶病院・診療所(患者の収容施設があるものに限り)・高齢者、障害者等向けの就寝施設(老人ホーム・グループホーム・助産施設等)で床面積が200㎡以上のものに設置するもの	【毎年報告】 前年の報告日の翌日から起算して1年を経過する日まで(遊戯施設等は6か月ごと)に報告 ※防火設備の報告は、特定建築物の用途ごとに報告時期(月)が別途定められています。
	建築設備	▶換気設備 ▶排煙設備(排煙機・送風機があるもの) ▶非常用の照明装置 ▶給排水設備(給水タンク等を設置するもの)	
昇降機等	▶エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く) ▶エスカレーター ▶小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く) ▶遊戯施設等(乗用エレベーター・エスカレーターで観光用のものを含む) ※一戸建て・長屋・共同住宅の住戸内に設置したもの(例:ホームエレベーター)を除く		

※延面積が10,000㎡を超える建築物は、区ではなく都への報告義務があります。詳しくは東京都都市整備局建築企画課 ☎(5388)3344へ。